

## 日野市監査委員告示5号

令和2年5月27日付け日監第45号をもって地方自治法第242条第5項の規定に基づき勧告した標記の件について、地方自治法第242条第9項の規定に基づき、措置した旨の通知がありましたので、同条同項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年8月6日

日野市監査委員 石 田 等

日野市監査委員 古 賀 壮 志



日病総第 378 号  
令和 2 年 7 月 30 日

日野市監査委員 石田 等 様

日野市監査委員 古賀 壮志 様

日野市長 大坪 冬彦



### 監査結果における勧告に基づく措置について

令和 2 年 5 月 27 日付で日野市監査委員より勧告のありました下記の件について、別添の通り■■■■氏に対し再返還請求を講じたため、法第 242 条第 9 項の規定により監査委員に通知いたします。

#### 記

##### 1. 件名

日野市元副市長の勤務実態のない賃金の支出が判明したことにより、市が被った損害について、市長に対し引続き当該損害の返還請求をすることの勧告を受けて講じた再返還請求について

##### 【添付資料】

- ・ 内容証明通知書
- ・ 日野市立病院から支払われた報酬等の再返還請求について（詳細説明書）

##### 2. その他

通勤手当の返還請求について

##### 【添付資料】

- ・ 内容証明通知書
- ・ 日野市立病院から支払われた通勤手当の返還請求について（詳細説明書）

## 通知書

当市は、新たに入手した資料に基づき、当市の貴殿に対する令和2年3月31日付通知書（内容証明郵便、同年4月3日到達。）の内容の一部を改め、貴殿に対し、以下のとおり通知致します。

当市は、平成24年4月から平成31年3月までの間、貴殿と当市との間の雇用契約（以下「本件契約」といいます。）に基づき、貴殿に対し賃金を支払いました。

しかし、貴殿は、平成24年4月から平成31年3月までの間、正当な理由なく幾度も、勤務時間中に勤務場所である日野市立病院を離れ、川辺堀之内土地区画整理組合において同組合の業務に従事しました。

そのような私用外出により貴殿が本件契約上の労務の提供を怠った時間は6194時間に達し、その時間分の本件契約上の賃金の額は金3336万6727円となります（上記時間及び金額の内訳等を記載した書面を別途貴殿にお送り致します。）。

つきましては、本通知書到達後7日以内に、当市に対し、上記金3336万6727円を当市の指定する後記の振込口座に振り込む方法によりご返還ください。

期限内にお振り込みいただけない場合には、やむを得ず法的手続に移行致します。

(振込口座)

[Redacted]  
[Redacted] [Redacted] [Redacted]  
[Redacted]

[Redacted]

[Redacted] 殿

令和 2 年 7 月 2 9 日

東京都日野市神明一丁目12番地の1

通知人 日野市

日野市長 大坪冬彦

様

日野市長 大坪 冬彦

日野市立病院から支払われた報酬等の再返還請求について

令和2年7月29日付内容証明郵便にて送付した通知書の内容に関する詳細は下記のとおりです。

記

1. 再返還請求に至った経過

令和2年3月31日付けで市が日野市元副市長（氏）（以下氏とする）に対して行った「日野市立病院から支払われた報酬等の返還請求」（以下既返還請求とする）について、同年4月13日付けで、氏より返還には応じられないとの回答があった。市のその後の調査において、川辺堀之内土地区画整理組合（以下区画整理組合とする）より市に、氏の区画整理組合における勤務日及び勤務時間が明らかな勤務簿が新たに提出されたことを受け、既返還請求時における重複時間との間に明らかな差異が生じていたことが判明した。また、その後の住民監査請求に係る監査結果（令和2年5月27日付勧告）においても、上記の市の調査結果を受けて「重複時間は、今後精査され変更される可能性が高い」との指摘や、結論として「引き続き氏へ当該損害の返還請求をすること」を勧告された。

これらを受けて、新たな勤務簿を元に改めて返還額の再計算を行った結果、下記のとおり返還請求額となったため、既返還請求の額を差し替え、改めて氏に対し返還を求めるものである。

2. 再返還請求額の算出について

(1) 対象期間

平成24年4月1日から平成31年3月31日（既返還請求時と同様）

(2) 重複時間の考え方の変更について

既返還請求時は、「日野市元副市長の日野市立病院と川辺堀之内土地区画整理組合の兼業による二重報酬受取等に関する実態調査のための第三者実態調査委員会」（以下、第三者委員会とする）の報告を受けて、勤務日が重複し、且つ区画整理組合における出勤日の勤務時間の記載がなく重複時間が不明な部分は、1業務2時間として計算していたが、組合からの新たな勤務簿の提出により重複時間が明らかな時間のみを確認した結果、重複日数1,165日、重複時間5,847.00時間となり、重複時間は645時間の増加となった（重複時間から休憩時間を除外）。

区画整理組合から提出された勤務簿に記載された勤務時間は、実態として疑問を持つ部分はあるが、当該本人の押印があることから区画整理組合における勤務時間の根拠とし、病院と重複した全ての勤務時間を対象とした。

また、住民監査請求においては監査委員からの勧告の中で、新たな資料に基づく精査の必要性を示唆されている。

(3) 返還算出基礎時間単価

既返還請求時と同様とした。ただし、土日祝日の勤務時間帯については、小数点以下の処理について統一した処理を行ったため、既返還請求時と比較し1円上下している。

(4) 移動時間

通勤届は、公共交通機関利用の届出が出ていたが、調査の過程において、勤務当初より職員駐車場を契約及び利用していたことが判明したため、車での移動を基本とした。既返還請求時は、病院と区画整理組合事務所との間の移動時間について前後の準備時間を考慮し、往復1時間として重複日数分に乘じて加算したが、車で実測した結果、片道10分で移動可能と判断できたため、往復20分として、重複日数分に乘じて加算した。算出方法は既返還請求時と同様。

(5) その他の考え方

- 重複時間のうち、市立病院として給与を支払った部分について返還を求めるものとした。
- 重複時間のうち、平成26年8月31日までの土日及び祝日は、時間外勤務手当を支給していないため、返還額は存在しない。
- 区画整理組合で勤務している際に病院で有休休暇を取得した場合は、病院における雇用契約上の勤務時間である8:30から17:00までを重複時間とした。

3. 返還額（移動時間含む）

33,366,727円

重複勤務 : 31,538,147円

重複移動時間換算額 : 1,828,580円

◆ 今回請求

年度	日数	重複勤務時間 (単位/時間)	金額 (単位/円)	重複移動時間 (単位/時間)	重複移動時間換算 額 (単位/円)
平成24年度	0日	0:00	0	0:00	0
平成25年度	112日	637:30	2,700,000	18:00	142,930
平成26年度	169日	1105:45	7,099,650	48:40	351,234
平成27年度	160日	990:45	7,283,650	53:20	375,500
平成28年度	289日	1338:00	7,187,143	82:00	405,983
平成29年度	278日	1439:00	5,766,368	92:40	354,618
平成30年度	157日	336:00	1,501,336	52:20	198,315
計	1165日	5847:00	31,538,147	347:00	1,828,580
		総合計重複時間 (単位/時間)	6194:00	総合計金額 (単位/円)	33,366,727

◆ 前回請求 (※移動時間含む)

年度	日数	時間 (単位/時間)	金額 (単位/円)
平成24年度	36日	106	378,328
平成25年度	144日	435	2,382,124
平成26年度	302日	885	4,862,174
平成27年度	324日	965	5,304,900
平成28年度	331日	981	4,479,268
平成29年度	331日	982	3,630,674
平成30年度	279日	847	3,054,494
計	1747日	5,202	24,091,962

4. 根拠資料

- 川辺堀之内土地区画整理組合休日勤務カード、休日及びワークシェア勤務カード
- 川辺堀之内土地区画整理組合時間外勤務命令簿
- 市立病院タイムカード、出張・時間外等勤務命令簿

<問合せ先>

日野市立病院 総務課 宮澤・石原  
電話 042-581-2677

## 通 知 書

当市は、貴殿に対し、以下のとおり通知致します。

当市は、平成24年4月から平成31年3月までの間、貴殿が当市に提出した通勤届（公共交通機関を利用して通勤する旨の届け）に基づき、貴殿に対し通勤手当として合計金233万1172円を支払いました。

しかしながら、貴殿は、上記期間、勤務場所である日野市立病院まで、公共交通機関ではなく、自家用車を利用して通勤しました。自家用車を利用する場合において上記期間に貴殿に支給されるべきであった通勤手当の額は、合計金41万9760円となります。

つきましては、本通知書到達後7日以内に、当市に対し、金233万1172円から金41万9760円を控除した金額金191万1412円を当市の指定する以下の振込口座に振り込む方法によりご返還ください。

（振込口座）





期限内にお振り込みいただけない場合  
には、やむを得ず法的手続に移行致します。

[REDACTED]

[REDACTED] 殿

令和 2 年 7 月 2 9 日

東京都日野市神明一丁目12番地の1

通知人 日野市

日野市長 大坪冬彦

様

日野市長 大坪 冬彦

## 日野市立病院から支払われた通勤手当の返還請求について

令和2年7月29日付内容証明郵便にて送付した通知書の内容に関する詳細は下記のとおりです。

## 記

## 1. 返還請求に至った経緯

令和2年3月31日付けで市は、日野市元副市長（氏）（以下氏とする）に対して「日野市立病院から支払われた報酬等の返還請求」を行った。その後の調査で新たな事実が判明し、再返還請求を求めるに至っているが、重複時間分の返還請求とは別に、氏が院長相談役として市立病院に勤務していた期間の通勤手当の返還を求めるものである。

氏が院長相談役として勤務していた期間、通勤届は自宅から市立病院まで公共交通機関を利用する届けが出されていたが、この度の重複時間の調査をする中で、実態は、当初から市立病院の職員駐車場を有料で借用し、自家用車での通勤をしていたにもかかわらず、通勤届の変更をせず、実態とは異なる通勤方法により算出された手当を受給していたと判断した。

これを受けて、氏からの届出に基づき当該通勤手当として支給していた金額と、交通用具として自宅から勤務地までの距離から算出した通勤手当見合いの金額の差額について、返還を求めるものである。

## 2. 返還請求額の算出について

## (1) 対象期間

平成24年4月から平成31年3月31日

## (2) 返還額の考え方について

届出のある通勤届の手当額は、7年間の支給額合計が2,331,172円。本来支給すべき交通用具で通勤した場合の7年間の合計額が419,760円、双方の差額は1,911,412円となり、この1,911,412円を氏に請求する。

## 3. 返還額

1,911,412円

既支給通勤手当額合計 : 2,331,172円

正規の通勤手当額合計 : 419,760円

## &lt;問合せ先&gt;

日野市立病院 総務課 宮澤・石原

電話 042-581-2677

## 元副市長通勤手当返還請求

勤務日数	支出件名	通勤手当実支給額	交通用具通勤費	通勤費差引き
週3日	平成24年4月分	26,530	6,060	20,470
週3日	平成24年5月分	26,840	6,060	20,780
週3日	平成24年6月分	26,840	6,060	20,780
週3日	平成24年7月分	26,840	6,060	20,780
週3日	平成24年8月分	27,460	6,060	21,400
週3日	平成24年9月分	25,820	6,060	19,760
週3日	平成24年10月分	27,150	6,060	21,090
週3日	平成24年11月分	26,840	6,060	20,780
週3日	平成24年12月分	25,820	6,060	19,760
週3日	平成25年1月分	25,820	6,060	19,760
週3日	平成25年2月分	25,820	6,060	19,760
週3日	平成25年3月分	26,530	6,060	20,470
週3日	平成25年4月分	26,840	6,060	20,780
週3日	平成25年5月分	26,840	6,060	20,780
週3日	平成25年6月分	25,820	6,060	19,760
週3日	平成25年7月分	27,150	6,060	21,090
週3日	平成25年8月分	27,150	6,060	21,090
週3日	平成25年9月分	25,820	6,060	19,760
週3日	平成25年10月分	27,150	6,060	21,090
週3日	平成25年11月分	26,530	6,060	20,470
週3日	平成25年12月分	25,820	6,060	19,760
週3日	平成26年1月分	25,820	6,060	19,760
週3日	平成26年2月分	25,820	6,060	19,760
週3日	平成26年3月分	26,530	6,060	20,470
週3日	平成26年4月分	27,149	6,060	21,089
週3日	平成26年5月分	26,830	6,060	20,770
週3日	平成26年6月分	26,830	6,060	20,770
週3日	平成26年7月分	27,468	6,060	21,408
週3日	平成26年8月分	26,830	6,060	20,770
週3日	平成26年9月分	26,830	6,060	20,770
週3日	平成26年10月分	27,468	6,060	21,408
週3日	平成26年11月分	24,992	6,060	18,932
週3日	平成26年12月分	26,111	6,060	20,051
週3日	平成27年1月分	24,992	6,060	18,932
週3日	平成27年2月分	30,312	6,060	24,252
週3日	平成27年3月分	29,701	6,060	23,641
週3日	平成27年4月分	28,425	4,200	24,225
週3日	平成27年5月分	24,992	4,200	20,792
週3日	平成27年6月分	28,425	4,200	24,225
週3日	平成27年7月分	28,106	4,200	23,906
週3日	平成27年8月分	29,701	4,200	25,501
週3日	平成27年9月分	28,744	4,200	24,544

勤務日数	支出件名	通勤手当実支給額	交通用具通勤費	通勤費差引き
週3日	平成27年10月分	29,063	4,200	24,863
週3日	平成27年11月分	28,425	4,200	24,225
週3日	平成27年12月分	28,106	4,200	23,906
週3日	平成28年1月分	28,106	4,200	23,906
週3日	平成28年2月分	28,425	4,200	24,225
週3日	平成28年3月分	29,063	4,200	24,863
週3日	平成28年4月分	28,744	4,200	24,544
週3日	平成28年5月分	29,063	4,200	24,863
週3日	平成28年6月分	28,744	4,200	24,544
週3日	平成28年7月分	28,425	4,200	24,225
週3日	平成28年8月分	28,744	4,200	24,544
週3日	平成28年9月分	28,425	4,200	24,225
週5日	平成28年10月分	30,580	4,200	26,380
週5日	平成28年11月分	29,382	4,200	25,182
週5日	平成28年12月分	28,744	4,200	24,544
週5日	平成29年1月分	28,744	4,200	24,544
週5日	平成29年2月分	29,063	4,200	24,863
週5日	平成29年3月分	29,063	4,200	24,863
週5日	平成29年4月分	28,106	4,200	23,906
週5日	平成29年5月分	29,063	4,200	24,863
週5日	平成29年6月分	29,063	4,200	24,863
週5日	平成29年7月分	29,063	4,200	24,863
週5日	平成29年8月分	28,425	4,200	24,225
週5日	平成29年9月分	29,063	4,200	24,863
週5日	平成29年10月分	28,744	4,200	24,544
週5日	平成29年11月分	29,063	4,200	24,863
週5日	平成29年12月分	28,425	4,200	24,225
週5日	平成30年1月分	29,063	4,200	24,863
週5日	平成30年2月分	28,106	4,200	23,906
週5日	平成30年3月分	29,701	4,200	25,501
週5日	平成30年4月分	28,744	4,200	24,544
週5日	平成30年5月分	29,701	4,200	25,501
週5日	平成30年6月分	29,382	4,200	25,182
週5日	平成30年7月分	28,744	4,200	24,544
週5日	平成30年8月分	28,425	4,200	24,225
週5日	平成30年9月分	27,787	4,200	23,587
週5日	平成30年10月分	28,425	4,200	24,225
週5日	平成30年11月分	28,425	4,200	24,225
週5日	平成30年12月分	27,149	4,200	22,949
週5日	平成31年1月分	26,830	4,200	22,630
週5日	平成31年2月分	26,111	4,200	21,911
週5日	平成31年3月分	27,149	4,200	22,949
	合計	2,331,172	419,760	1,911,412